

## 随意契約結果及び契約の内容

工 事 の 名 称	運天港災害復旧工事
工 事 概 要	本工事は、運天港に漂流した軽石の回収として、船舶機械回収工及び軽石拡散抑止対策工を行うものである。
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 沖縄総合事務局那覇港湾・空港整備事務所長 嶋倉 康夫 沖縄県那覇市港町2丁目6番11号
契 約 年 月 日	令和 4年 2月21日
契 約 業 者 名	若築建設(株) 沖縄営業所
契約業者の住所	沖縄県那覇市久米2-16-19
契 約 金 額	282,700,000円 (税込み)
予 定 価 格	283,657,000円 (税込み)
随意契約によることとした理由	
工 事 場 所	沖縄県国頭郡今帰仁村 運天港港湾区域内
工 事 種 別	港湾等しゅんせつ工事
工 期 ( 自 )	令和 4年 1月10日
工 期 ( 至 )	令和 4年 3月31日
備 考	

## 随意契約理由書

1. 業務名 運天港災害復旧工事
2. 被災場所 運天港港湾区域内
3. 契約の相手方 若築建設（株）沖縄営業所
4. 随意契約適用法令

会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号

5. 当該業務の目的・内容及び随意契約の理由

### (1) 目的・内容

令和3年8月に発生した海底火山「福徳岡ノ場（ふくとくおかのぼ）」の噴火に由来するとみられる軽石の漂流・漂着が確認され、この影響により、運天港において定期航路が運休する事態となり、地域の経済活動に大きな影響が生じている。また、海流等の状況により、運天港港湾区域内に拡大していることから、埋塞した航路、泊地の復旧を行うため軽石の回収を緊急かつ迅速に実施する必要がある。

### (2) 理由

本工事は、軽石回収技術の実証試験等で得られた技術的な知見で早急に実施する必要があることから、現地の技術者・作業人員・資機材の迅速な手配・調達が可能な者との契約が必要不可欠である。

このため、沖縄総合事務局と日本埋立浚渫協会九州支部との間に締結している「災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定書」の第5条第1項に基づき出動を要請したところ、若築建設（株）が対応可能との報告があった。

若築建設株式会社沖縄営業所は、軽石回収実証実験を行っており、現地の状況に精通している。また、技術者・作業人員・資機材の迅速な調達が可能なことから、本案件の履行にあたって知識、技術力を十分に有しているものと判断できる。

以上の経緯から緊急的な対応が必要なる本案件は、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により、若築建設株式会社沖縄営業所と随意契約を締結するものである。